

さぬき市総合計画 [概要版]





さぬき市は、平成14年4月1日、5つの町が合併して誕生しました。

これまで、市政においては、平成16年3月に策定した第1次さぬき市総合計画の基本理念である「自立する都市」を念頭において、時代に合った行政の仕組みづくり、財政の健全化、防災・減災対策、地域まちづくり事業に代表される市民主体のまちづくり等、様々な分野において、新生さぬき市に相応しいまちづくりに努めてまいりました。

しかし、本市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少と少子・高齢化の更なる進展、耕作 放棄地や有害鳥獣被害の増加及び後継者不足などによる農林水産業の危機、商工業の衰退等に よる働く場の縮小、地震や津波など大規模な自然災害発現率の高まり、地域コミュニティの希 薄化など、多くの課題が山積しています。

こうした状況の中、まちづくりの指針となるさぬき市総合計画は、10年間の第1次の計画期間を終え、平成27年度からは、計画期間12年間の第2次さぬき市総合計画をスタートさせることになりました。

そして、2年間に亘る総合計画審議会での熱心な審議をはじめとして、市民アンケートや子ども未来会議、ふるさと未来会議等において市民の皆様から数多くの貴重なご意見をいただいた結果、各分野における現状と課題を踏まえた基本的取組方針、主要な施策、そして目標とする指標などを定めたほか、全庁横断的に課題解決に取り組んでいく重点プロジェクトを設定するなど、新たな視点によるまちづくりの方策を示すことができました。

解決すべき課題は数多くありますが、計画に掲げた将来像「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」の実現に向けて、「守る つなぐ 進化する」の基本理念に基づいた取組を積極的に進めてまいりますので、市民の皆様におかれましては、一層のご支援とご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定に際して、ご意見・ご提言・ご協力をいただいた全ての皆様に心からのお礼を申し上げ、ごあいさつといたします。

平成27年3月

さぬき市長 大山 茂樹

策定の趣旨

さぬき市では、これまで、「第1次さぬき市総合計画」に基づき、「自立する都市」を基本理念において、「人いきいき 親自然・真健康・新創造」とした将来像を実現するため、時代に合った行政の仕組みづくり、財政の健全化、防災・減災対策、快適な生活のための都市基盤の整備など、様々な施策や事業に取り組んできました。

しかし、私たちのまちを取り巻く環境は大きく変化し、人口減少と著しい高齢化、耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害の増加などによる農林水産業の危機、商工業の衰退等による働く場の縮小、地震や津波など大規模な自然災害発現率の高まり、地域コミュニティの希薄化を始めとして、数多くの課題を抱えています。

こうした課題を一時に解決することは不可能ですが、市民の誰もがこのまちに愛着を持って、住みやすい、住み続けたい、そして、誰からも住んでみたいと思われるような魅力あふれるまちとなるよう、みんながそれぞれの役割を果たしながら進んでいくことが大切です。

そのためには、市としての更なる一体感の醸成と市全体を見渡した視点からまちづくりを進めていくこと、まちづくりの主体である市民(個人、地域団体、NPO、企業等)と行政との協働を進めていくこと、歳入確保と行財政の効率化によって財政の健全化を進め、新たな行政需要にも柔軟に対応できる持続可能な市の行財政運営に努めていくことなどが不可欠です。

地方分権改革が進み、市には、基礎自治体としてこれまで以上に住民の日常生活に密接に関連したサービスを行い様々な役割を果たしていくことが期待されており、さぬき市で生まれ育ったことを誇れ、このまちに住んで良かったと感じられるまちづくりを市民の皆さんと一緒に進めていくため、ここに「第2次さぬき市総合計画」を策定します。

総合計画の構成及び計画期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層からなる構成とします。

また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、迅速かつ、一定周期で計画の見直しを行えるよう、基本計画の計画期間を、現行の5年間ずつの前期・後期から、4年間ずつの前期・中期・後期に変更しました。

さらに、基本計画を着実に実行・評価するため、実施計画と事務事業評価を関連付け、毎年度の事務事業の見直しを図るとともに、基本計画に掲載している「目標指標」については、基本計画見直し時等に進捗を確認し、公表していきます。

 基本構想
 ●市の将来像やまちづくりの方向性などを定めるもの 【計画期間】12年間(平成27年度~平成38年度) 【内 容】■将来像 ■基本理念 ■基本目標 ■基本目標達成のための基本施策

 ●将来像の実現に向けて取り組むべき具体的内容などを定めるもの 【計画期間】4年間(前期・中期・後期) 【内 容】■基本施策別の取組方針・内容 ■目標指標

 実施計画
 ●基本計画に基づく取組を計画的に進めるための指針となるもの 【計画期間】4年間(毎年見直し)※別途策定 【内 容】■具体的な事業計画・財源

年度 **H27 H28 H29 H30 H31** H32 **H33 H34 H35 H36 H37 H38** 基本構想 前期基本計画 中期基本計画 後期基本計画 実施計画 (毎年見直し)

さぬき市を取り巻く時代趨勢

- 【 人□減少・超高齢社会の到来
- 2 地球温暖化などの環境問題
- 3 大規模な自然災害などの発現率の高まり
- 4 産業構造や雇用形態の変化
- 5 食への安全意識の高まり
- 6 地域コミュニティの希薄化

市民の意向を把握するため以下のアンケート・会議を実施しました。

①市民アンケート調査 (平成25年6月実施)

市民2,500人に発送し、有効回答1,048票

②子ども未来会議 (平成25年8月26日実施)

市内の小学5・6年生、中学1・2年生 合計44人が参加

③ふるさと未来会議(平成25年9月29日実施)

公募市民など85人が参加



さぬき市の主要課題

- 雇用の場の確保
- 2 産業の振興
- 4 災害に強い、安全・安心なまちづくり
- 都市基盤の整備による快適な暮らしのサポート
- 健康づくりと安心できる医療体制の充実
- 7 子育て支援の充実と高福祉の推進
- り 豊かな自然環境の保全と循環型社会の実現
- 1 市民本位で進める持続可能な行財政運営



まちの将来像

自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき

まちづくりの基本理念

守る つなぐ 進化する

命と暮らしを「守る」

みんなの笑顔が輝くためには、日々の暮らしの中で、安心と安全を実感できることが必要です。自然災害、犯罪、あらゆる困窮などから市民の命と暮らしを守り、生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるまちづくりを進めます。



人と人、過去と未来を「つなぐ」

だれもがいきいきと暮らしていくためには、家庭や地域などあらゆる場所で互いを認め、思いやり、助け合うことが大切です。また、ふるさとを守り、発展させていくためには、過去から受け継がれてきた自然や伝統、文化を次世代に引き継ぎ、さぬき市民としての誇りを育んでいくことが必要です。人と人をつなぎ、人と歴史をつないでいくまちづくりを進めます。

改革と創造で「進化する」

だれもが快適で住みよいまちにしていくためには、現状と課題を冷静に見極め、勇気と覚悟をもって時代のニーズに沿った改革に取り組むことが必要です。また、地域資源を見直し、新たな魅力を創造していくことも大切です。次代に向け、市民と市が協力して改革と創造に取り組み、「さぬき市」をさらに進化させるまちづくりを進めます。

まちづくりの基本目標と施策の体系

将来像

自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき

基本 理念

守る つなぐ 進化する



活力にあふれ、 いきいきと暮らせるまち

- 企業誘致の推進
- ② 商工業の振興と 産学官の連携強化
- ❸ 農林業の振興
- 4 水産業の振興
- ⑤ 観光の振興
- 6 雇用の場の確保と 労働環境の充実
- 7 定住促進対策



安全、安心、快適に 暮らせるまち

- ③ 消防・防災体制の充実
- 9 生活安全対策の推進
- ① 道路等の社会基盤の整備
- ① 公共交通網の充実
- ② 住環境の整備と 都市計画の推進
- ❸ 墓地・斎場の整備



健全な心身と 思いやりを育むまち

- 🐠 子育て支援の充実
- (5) 高齢者福祉の充実
- ⑩ 障害者福祉の充実
- 地域力の強化による地域福祉の充実
- (B) 心身の健康づくりに対 する支援
- ⑩ 地域医療の充実
- ⑩ 生活困窮者への支援
- 社会保障制度の適切な 運用



学ぶ意欲と 豊かな心を育むまち

- 22 学校教育の充実
- ② 家庭と地域の教育力の 強化
- ② 生涯学習・スポーツの 推進
- 4 歴史・文化の伝承
- 🐠 青少年の健全育成
- ☞ 交流事業の推進
- ⑩ 男女共同参画の推進



人と地球に やさしいまち

- 砂 自然環境との共生
- ③ 資源循環型社会の構築
- ② 上下水道の維持・整備



市民協働による、 持続可能な自主自律のまち

- 🚯 財政の健全化
- 🚳 歳入の確保
- 😘 行政改革の推進
- 50 公共施設マネジメント の推進
- 市民に開かれた市民本位・ 市民主体の行政の推進
- ❸ 地域コミュニティの 活性化
- 砂 広域的行政の推進

重点プロジェクト

前期基本計画では、平成27年度から4年間、全市的に取り組む重点プロジェクトを設定します。重点プロジェクトは、各目標・施策にまたがり、特に重要視されるテーマに関して、部(局)・課(室)横断的に取組を推進し、総括的に課題解決を図っていくために設定するものです。

市の政策審議会において定期的に進捗状況を確認するとともに、関係課が横断的にプロジェクトチームを構成して取り組んでいきます。



■ 人口減少対策プロジェクト

平成22年国勢調査による本市の人口は53,000人で、前回の平成17年調査と比較すると2,754人の減少となり、その後も減少傾向が続いています。高齢化率は29.0%で、今後も高齢化が一段と進んでいくことが見込まれ、日本創成会議が行った推計では、今から25年後の平成52年(2040年)の人口は33,321人になると推計されています。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれ、地域経済の縮小など、本市においても大きな影響が生じること が予想されます。

国では、こうした人口減少傾向に対して、日本の人口の現状と将来の姿を示し、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(長期ビジョン)」及びこれを実現するため、今後5か年の基本目標や施策の概要等を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略(総合戦略)」を取りまとめ、閣議決定しました。

本市においても、人口減少対策を自らの最重要課題としてとらえ、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案 しつつ、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、毎年評価・検証を行いながら、全市一丸と なって取組を推進していくこととします。

2 お接待の心推進プロジェクト

平成25年8月26日に実施した「子ども未来会議」において、市内小学校5・6年生、市内中学校1・2年生から出た意見で最も多かったのは、

「もっとさぬき市のよいところをPRしてほしい」

ということでした。

豊かな自然(山・海)、美しい津田の松原、新鮮でおいしい魚や野菜、八十八カ所めぐりの楽しさ、きれいな夕日が見える野外音楽広場テアトロン、歴史を感じる津田古墳群や富田茶臼山古墳など、小・中学生からは次々とさぬき市のよいところについての意見が出されました。

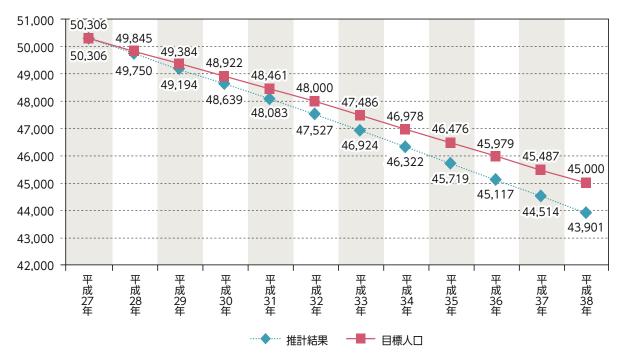
本市には、古くから"お接待の心"が根付き、他所から来る人を温かくもてなす土壌があります。子どもたちは元気に道行く人にあいさつをし、お遍路さんをお茶などでもてなすなど、人情あふれる市民性があります。

こうした心を大切に、子どもからお年寄りまですべての市民が"お接待の心"で人に接していく姿勢で観光・交流の活性化を図っていきます。

また、お接待の心=他人をいたわるという視点から、まちづくりや自治会活動、福祉、教育、文化活動等においても、"オールさぬき市"でぬくもりのある協働体制を構築していくとともに、市民憲章の策定に取り組みます。

12年後の目指すべき人口規模





国立社会保障・人口問題研究所が行ったコーホート要因法による推計結果をみると、さぬき市の平成32年の人口は47,527人、平成38年の人口は43,901人と推計されています。

本市が未来に向けて発展していくためには、人口減少を最小限に留めるとともに、交流人口の拡大を図ることが重要です。今回採用した推計手法は、「人口問題研究所の推計」を採用していますが、雇用の創出により定住人口の増加策に努め、交流人口に伴う経済効果の創出と定住化に向けた取組を積極的に展開していくこととし、政策的な人口増加を見込み、12年後の目指すべき人口規模を以下のように想定します。

平成32年度	平成38年度
48,000人	45,000人



活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち

基本施策1 企業誘致の推進

企業の立地等に関する情報収集を強化するとともに、これまで同様、工業団地、学校等跡地を含む市有地及び土地開発公社有地の有効活用も視野に、企業立地に係る用地情報など各種情報の提供を行っていきます。

また、企業の市内への留置のため、経営支援事業、各種

フェア出展、企業訪問などの活用や、金融機関、企業支援団 体等との情報交換をより積極的に行い、事業者のニーズを的 確に把握し、今後の企業立地等に対する支援策立案に活かし ていきます。

● 企業誘致の推進と流出防止

基本施策2 商工業の振興と産学官の連携強化

商工会との連携を強化し、商工業者の実態とニーズを的確に把握した上で、安定や成長につながるきめ細やかな各種施策を展開していくこととし、本市の特色を活かしながら、平成25年7月に策定された「香川県産業成長戦略」を踏まえた取組を推進します。

また、本市の優れた農林水産物や観光資源などの地域資源

を活用した"さぬき市らしい"新たな商品・サービスの開発 を促進し、地域の活性化を目指します。

- 中小企業の振興
- 2 産学官連携の推進による地域企業の支援
- 3 魅力ある商業の振興

基本施策3 農林業の振興

本市の基幹産業である農業の振興に向けて、近年の農業情勢の変化を踏まえ、農業生産基盤の整備や担い手の育成・確保をはじめ、有害鳥獣被害対策の効果的実施等の積極的な支援策を推進するとともに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、適正な森林の管理と効率的な整備を促進します。

- ① 農業生産基盤の充実
- 2 多様な担い手の育成・確保
- 3 農地保全と耕作放棄地対策の推進
- 4 鳥獣被害対策の推進
- 母 農産物のブランド化と6次産業化の推進・地産地消の推進
- 6 林業基盤の整備
- ② 森林への総合理解の浸透

基本施策4 水産業の振興

漁港の整備及び漁場の環境保全に努めるとともに、水産資源の維持、拡大を図るなど将来につながる魅力ある水産業を 推進します。

- 漁業生産基盤の整備
- 2 水産資源の確保と地産地消の推進
- 3 経営体制の強化と担い手の確保

基本施策5 観光の振興

市観光協会の運営を支援し、観光振興に向けた各種活動の一層の活発化を促進するとともに、市外でのPR活動の強化を目的とした観光ブース出展を検討するほか、既存の観光施設及びイベント等の有効活用を図ります。

また、市内の観光資源を巡る観光ルートの設定のほか、観

光客が市内を周遊できる環境づくりを進めるとともに、広域 観光ルートの作成や集客活動の充実等を進めます。

- 魅力ある観光振興対策の推進
- 2 国内外に向けた観光PRの強化
- 3 広域観光連携の推進

基本施策6 雇用の場の確保と労働環境の充実

U・I・Jターン希望者や市民の地元就職を支援するため、 平成26年8月に開設した地域就職サポートセンターを活用した支援を行い、若年層の定住促進と企業の人材確保をサポートします。 また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内企業への啓発や働きかけを行います。

- ① 就労支援の充実
- 2 働き続けられる労働環境の充実

基本施策 定住促進対策

情報発信による市のイメージアップ、施策の充実による市民 満足度アップ、定住促進のための取組等を組み合わせ、瀬戸・ 高松広域定住自立圏事業による生活機能の強化等も図りなが ら、効果的・効率的な定住促進の取組を実施していきます。

- 移住・二地域居住の推進
- ② 定住支援の強化
- 3 まちの魅力発信と多様な交流活動の推進



安全、安心、快適に暮らせるまち

基本施策8 消防・防災体制の充実

自主防災組織への活動支援や防災教育、啓発などを地域や 学校などと連携して実施するとともに、高齢や障害等により災 害時に配慮を要する要配慮者については、避難行動要支援者 名簿の適正な管理に努め、避難支援体制の構築を図ります。

また、防災拠点施設や避難所、備蓄用品の保管施設の整備を推進するとともに、地域の経済活動などを継続させるための地域継続計画(DCP)の策定に向けた検討を進めるなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた自然災害

に強い強靭な地域づくりを目指します。

地域の消防力の維持については、女性の登用や機能別分団の設置などについて検討していきます。

- ① 地域防災力の向上
- 2 防災対策等の推進
- 3 災害発生時における体制の整備
- 4 消防・救急体制の充実
- ⑤ 国民保護体制の整備

基本施策 生活安全対策の推進

防犯対策については、防犯キャンペーンや防犯教室等の各種啓発活動を継続して実施していきます。また、夜間犯罪の防止のために、引き続き、既設防犯灯の修繕や新設を速やかに実施し、防犯環境の整備に努めていきます。

交通事故防止対策については、関係機関と連携を図りなが

ら地域に根付いた交通安全啓発活動を継続して実施するとと もに、交通安全施設の整備を進めていきます。

- 犯罪のないまちづくりの推進
- ② 交通安全対策の推進
- 3 消費者行政の推進

国本施策TO 道路等の社会基盤の整備

国・県道については、道路整備等の要望を提出し、市民が より快適な生活を送れるように努めていきます。

市道整備については、市道網の整備を計画的かつ効率的に 推進するとともに、適切な維持管理に努めていきます。ま た、各地域の状況を踏まえて、バリアフリー化や狭あい道路 拡幅整備を推進していきます。

橋梁については、長寿命化修繕工事の実施を進めていきます。

河川整備に関しては、河床の整備及び護岸の改修に取り組むほか、雨水排水ポンプ場については、計画的に更新及び修

繕を実施していきます。

港湾については、各港の維持管理計画を基に点検・修繕を 実施していきます。

その他、市民生活上必要な生活基盤についても、継続して 整備を実施します。

- 市道及び生活道路等の維持・整備促進
- 2 橋梁の長寿命化
- 3 河川の維持・整備促進
- ④ 港湾の維持・管理
- 母 生活環境整備事業の継続

基本施策11 公共交通網の充実

コミュニティバスの利便性の向上は重要な課題であるため、「交通政策基本法」に基づき、国の支援を受けながら市が中心となって面的な公共交通網の再構築に取り組んでいき

ます。

- 誰もが利用し得る利便性の高い公共交通手段の提供
- ② 公共交通利用促進対策の推進

基本施策12 住環境の整備と都市計画の推進

市営住宅の維持管理については、平成25年度に策定した 「さぬき市市営住宅長寿命化計画」に基づき適切な維持管理 業務を実施します。

民間住宅に関しては、住宅リフォーム促進支援事業の継続実施のほか、耐震対策事業の周知・啓発活動等に取り組みます。

市の都市計画については、「さぬき市都市計画マスタープラン」の見直しに取り組んでいきます。

総合公園については、引き続き指定管理者による管理を行

い、その他の都市公園については、地元自治会、シルバー人 材センターに依頼して維持管理に努めるとともに、遊具や公 園施設については、事故の未然防止及び破損防止等を目的と して、今後計画的に修繕を行います。

- 良好な住環境の提供と支援
- 2 空き家対策の推進
- 3 都市計画の推進
- 4 市民に親しまれる公園・緑地の整備充実

基★施策13 墓地・斎場の整備

火葬業務を円滑に遂行できるよう、火葬場の維持と適正管 理に努めます。市営墓地については、墓地の区画造成の検討 を行っていくとともに、市有墓地も含め、管理不全区画を減

少させるよう、使用者に対して各種啓発を実施します。

- ① 斎場の適切な管理運営
- 2 墓地の確保と適切な維持管理



健全な心身と思いやりを育むまち

基本施策14 子育て支援の充実

結婚・出産から子育てまでの切れ目のない支援を総合的に 推進していきます。

また、子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を総合的に進めていきます。

さらに、発達障害、虐待及びひとり親家庭等への支援について、それぞれ関係機関との連携を図りながら適切な対応に

努めていきます。

- 安心して産み・育てられる医療体制の整備
- 2 母性と乳幼児の健康づくりの支援
- 3 地域ぐるみの子育で支援の推進
- 4 子育て支援サービスの充実
- 6 配慮が必要な子どもや家庭への支援

基本施策15 高齢者福祉の充実

主体的な健康づくり・介護予防のため、高齢期の疾病や予防体操等の情報提供や、介護予防サポーター等の人材育成を行い、社会福祉協議会等の関係機関と連携して効果的な取組を推進します。

また、就業を通じた社会参加の支援、生涯学習・生涯スポーツ等の拡充、老人クラブをはじめとする各種団体が取り組む友愛活動を支援します。

さらに、高齢者を社会全体で見守り、支え合うなど、必要 な支援が行える体制を構築します。

- 健康づくりや介護予防の推進
- 2 社会参加の推進
- 3 見守りと支援の仕組みづくり
- 4 地域包括ケアシステムの構築

基本施策16 障害者福祉の充実

「さぬき市障害福祉計画」の基本理念の実現に向けて、質・量ともに充実したサービスの提供を図り、個々の状況に最も適したサービスを障害者が選択できるように努めていきます。

また、「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、積極的な障害者の就労支援に努めていきます。

さらに障害者の暮らしやすい地域づくりのため、施設整備 や道路整備時にはバリアフリー化に向けて福祉部局との連絡 調整を行い、一体的かつ連続的な整備を推進していきます。

- ① 相談体制の充実
- 2 障害児への支援
- 3 障害者の生活支援対策の充実
- 4 社会参加の促進と就労支援
- 5 地域ぐるみの障害者福祉の充実
- 6 障害者が暮らしやすい地域づくり

基本施策17 地域力の強化による地域福祉の充実

「さぬき市第3期地域福祉計画」の基本目標である「住民主体の支え合いによるまちづくり」、「安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり」、「いきいき福祉の基盤づくり」を主要な目標として、社会福祉協議会等の各種団体と連携しながら推進します。

また、交流の機会・活動の場の環境づくりを行うととも

に、日常から地域で支え合える関係を基本とした見守り体制 や災害時等の支援といった安全・安心を支える体制の充実に 取り組みます。

- 住民主体の支え合いによるまちづくり
- 2 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり
- 3 いきいき福祉の基盤づくり

基本施策18 心身の健康づくりに対する支援

市民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯を通じて健康でいきいきと暮らしていくため、自主的な健康の保持・増進に取り組めるようライフステージに応じた保健サービスの提供や取組を展開していきます。

● 健康づくり活動への支援

- ② 生活習慣病対策の推進
- ❸ 予防医療の充実
- 4 心の健康づくり

基本施策19 地域医療の充実

さぬき市民病院は地域中核病院として、一般医療はもとより救急医療、へき地医療、在宅医療、災害医療などの政策医療の提供に努めます。また、保健・福祉と一体的な医療提供体制の構築に取り組みながら、より良質で高度な医療提供に

努めます。

- 市民病院を核とした医療体制の充実
- ② 地域医療の連携推進
- ❸ 診療所の継続的な運営

基本施策20 生活困窮者への支援

生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度 の生活を保障し、同時に、自立に向けた継続的な支援を実施 します。

● 生活保護制度の適正な運用

- 2 自立に向けた支援の実施
- 3 生活困窮者への相談業務の拡充

基本施策21 社会保障制度の適切な運用

国民健康保険事業については、医療費の抑制に努めるとともに、財源確保のため、国民健康保険税の収納率向上に努めます。後期高齢者医療制度については、香川県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、制度の適正な運営に努めます。介護保険事業については、関連事業者等との連携と制度に対する周知徹底を図りながら、健全な経営と円滑な運営を推進

します。国民年金制度については、日本年金機構との連携の もと、制度の適正な運用に努めていきます。

- 国民健康保険制度の健全な運営
- ② 後期高齢者医療制度の適正な運営
- 3 介護保険制度の健全な運営
- 4 国民年金制度の適切な運用と啓発



学ぶ意欲と豊かな心を育むまち

基本施策22 学校教育の充実

学校教育においては、「生きる力」を育むことができるよう、特色ある教育活動の推進と教育内容の一層の充実に努めていきます。

幼児期の教育においては、「生きる力」の基礎を育むため、保護者と連携し、地域の協力を得ながら、就学前教育の充実に向けた取組を進めていきます。

学習環境づくりに向けては、学校再編計画の計画内容の着 実な実施と学校施設・設備の充実を進めていきます。

- ●「生きる力」を育む学校教育の充実
- 2 就学前教育の充実
- 3 教職員の資質の向上
- 4 教育環境の整備・充実

基本施策23 家庭と地域の教育力の強化

親育ちプログラム関連事業を継続して実施します。 また、家庭教育の重要性等について、全小学校及び幼稚園 で啓発活動を実施します。

さらに、「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児

童クラブと連携して活動プログラムを企画・実施するととも に、学校支援ボランティアの養成と資質向上に努めます。

- ① 家庭教育の啓発と推進
- 2 家庭・地域・学校の連携による教育環境の充実

^{基本施策24} 生涯学習・スポーツの推進

各種講座等の募集情報といった様々な情報を市民に提供していくとともに、各種団体への補助金については、運営補助から事業費補助への転換を目指して取り組んでいきます。

生涯学習の拠点である公民館は、安全・快適な学習施設となるよう、施設の整備を図ります。

図書館をはじめとする生涯学習施設は、利用者の満足度を高められるよう、蔵書の充実や、適正な維持管理と運営に努

めていきます。

地域スポーツの指導者の養成のため、研修会への参加等を 促すなど、体育協会等の団体育成を図ります。

- 生涯学習の推進
- 2 生涯スポーツの推進
- 3 生涯学習施設の適切な整備と管理運営

基本施策25 歴史・文化の伝承

文化財資料の整理は、今後も作業を継続し、適正な保存に 努め、成果を市民に伝えていきます。古墳については、一人 でも多くの市民に興味・関心を持ってもらうための取組を継 続していきます。へんろ資料に関しては、遍路資料館を中心 に、更なる展示の充実に向けた取組を進めるとともに、遍路 文化発信の拠点として活用を図っていきます。 市史編纂については、旧5町合併までの歴史をまとめる補遺の作成を継続して実施し、完成を図ります。

- 文化財の保存と活用
- 2 地域の歴史と伝統文化の伝承
- 3 文化活動の推進と優れた芸術に触れる機会の提供

基本施策26 青少年の健全育成

青少年の健全な育成を目指し、明るく住みよい地域づくりに努めます。

また、不登校児童・生徒のための適応指導教室の充実を図ります。

- 青少年健全育成活動の推進
- 2 健全な社会環境づくり
- ❸ 相談・支援活動の充実

基本施策27 交流事業の推進

交流事業の実施については、姉妹都市等との協議のもと、 可能な形での交流を継続していきます。

また、市内居住外国人は増加傾向にあり、市民主体の多様な国際交流活動に向けた取組が必要であることから、今後も

できる限りの支援を行っていきます。

- 国際交流活動の推進
- 2 国内友好都市等交流事業の推進

基本施策28 男女共同参画の推進

市全体で男女共同参画社会づくりを進められるよう、活動の拠点づくりについて検討していきます。

また、男女共同参画の視点であらゆる暴力の根絶に向けた 啓発活動に取り組むとともに、相談者のプライバシーに配慮

しながら、被害の防止・解決に努めていきます。

- 様々な分野における男女共同参画の推進
- 2 あらゆる暴力の根絶

基本施策29 人権教育の推進

「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針」(平成25年度策定)に基づき、人権意識の向上を図るための取組を進めます。

また、辛立文化センターは、福祉の向上や人権啓発のための各種事業を推進する開かれたコミュニティセンターとしての総合的機能を発揮できる取組を継続して行うとともに、地

域における生活上の課題解決に向けた取組も継続し、市民の交流の拠点施設として、なお一層の利用促進を目指します。

- 人権教育・啓発活動の推進と充実
- 2 人権問題に関する相談体制の充実
- 3 啓発活動拠点施設の活用



人と地球にやさしいまち

基本施策30 自然環境との共生

これまで以上に自然環境と景観の保全をはじめ、環境・エネルギー問題への対応を総合的に推進していく必要があり、環境保全意識の高揚と活動の推進については、環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに、市民・事業者・行政等が連携して環境教育活動に取り組める体制づくりを推進します。

また、環境美化運動については、地域における自主的な環境美化運動の活動に対する支援と環境保全につながる情報の積極的発信等に努める一方、地球温暖化対策と公害等の防止に関しては、省エネルギーへの啓発と再生可能エネルギーの普及促進など環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築を目指します。

さらに、ペット対策では、ペット飼養による周囲への危害・迷惑を減らし、飼養放棄をしない・させない取組を行っていきます。

- 環境保全意識の高揚と活動の推進
- ② 環境美化運動と景観の保全
- 3 ごみの不法投棄の防止
- 4 地球温暖化対策と公害等の防止
- **⑤** ペットの適切な飼養に向けた対策の推進

基本施策31 資源循環型社会の構築

「さぬき市一般廃棄物処理基本計画」に基づく循環型社会への転換を目指し、ごみとし尿の適正な処理・処分に努め、広報・啓発活動の推進により、ごみの分別や減量化、資源の回収とリサイクルの促進を進めていきます。

- ごみの減量化と3R運動の推進
- 2 し尿収集・処理体制の充実

基本施策32 上下水道の維持・整備

水道事業に関しては、水需要の減少に伴い、給水収益も減少傾向が続くと予想され、現在の施設を単に更新していくことは、財政収支を悪化させる要因ともなることから、さぬき市水道事業として効率的な運営を目指す「さぬき市水道事業基本計画」と「香川県水道広域化計画」の双方を視野に入れながら、市独自で行わなければならない事業を明確にするとともに、経営的見通しを立て、効率的な事業運営に努めていきます。

下水道事業については、将来にわたって快適な生活環境を確保できるよう、現状と課題を的確に把握し、計画的かつ効率的な下水道整備、維持管理費の縮減、財源の確保等、より一層の健全経営を推進し、合併処理浄化槽の効果的併用による適切な排水処理と水環境の改善に努めていきます。

- 上水道事業の健全経営
- 2 計画的な上水道施設の整備
- 3 下水道事業の推進と健全経営
- 4 下水道施設の適切な維持管理
- ⑤ 合併処理浄化槽の設置促進と適切な利用の啓発





市民協働による、持続可能な自主自律のまち

基本施策33 財政の健全化

「さぬき市財政健全化策」に沿った種々の取組を着実に進めて一層の財政健全化を推進していきます。

また、普通交付税の合併算定替や合併特例債発行期間の終了など財政環境の変化の節目の中にあっても、将来にわたっ

て持続可能で、将来世代に負担を残さない行財政運営を継続していくための仕組みづくりに取り組んでいきます。

● 長期的視点に立った持続可能な安定的財政運営の推進

基本施策34 歳入の確保

さらなる適正な賦課・徴収に努めるとともに、公平性に配慮した分担金等のあり方を検討します。

また、引き続き未収金対策の充実に努めていくとともに、 新たな収入源の確保のため、全庁的に知恵を出し合い検討を 進めていきます。

1 市有財産の適正処分と有効活用

- 2 市税の適正な賦課と徴収体制の強化
- 3 各種使用料等の適正化と未収金の解消
- 4 新たな歳入の確保

基本施策35 行政改革の推進

行政評価制度のもと、それぞれの事務・事業を見直し、行政改革の取組では、効率化とサービスの向上を目指すための不断の取組を進めていきます。

職員定数については、今後策定予定の「第三次さぬき市定員適正化計画」に基づき適正な管理に努めるとともに、職員個々が資質を高めながら、より前向きに業務に取り組んでいけるよう、研修の充実や人事管理を行っていきます。

電算システムに関しては、安全性・確実性に加えて、コスト削減の視点も入れながら、運用を図っていきます。

- 総合計画に基づく戦略的な行財政運営の実践
- ② 効果的かつ効率的組織体制への見直しと人員配置の適正化
- 3 人材育成の推進と人事評価制度の検討
- ◆ 行政評価制度の有効活用と行政改革の更なる推進
- **⑤** 全庁的取組による電算システムの効率化

基本施策36 公共施設マネジメントの推進

公共施設再生基本計画を決定し、施設数の適量化を進める とともに、管理運営の最適化を図っていきます。また、公共 施設総合管理計画の策定も進めていきます。

学校跡地施設の利活用に関しては、地域の要望、民間企業 等からの提案をもとに検討を行い、有効活用につながるよう 取組を進めていくとともに、地元施設として活用する場合 は、維持管理費等の負担に対する考え方の明確化を図ってい きます。

今後の庁舎のあり方については、「さぬき市庁舎のあり方

検討委員会」からの提言内容を基に、市民の合意を得られる 形で基本構想をまとめ、計画づくりと各種手続きを進めなが ら具体的整備を進めて行きます。

- 計画的な公共施設の整理・再編と管理運営の最適化
- ② 公共施設総合管理計画の策定
- 3 公共施設使用料の見直し
- 4 学校跡地施設の利活用の推進
- 母 庁舎の再編整備

基本施策37 市民に開かれた市民本位・市民主体の行政の推進

広報さぬきやホームページの内容等の充実に努めていきます。 また、市内の身近な話題とともに市政情報などをビジュアルに伝えることができるコミュニティ放送における番組内容の充実を図ります。

市民窓口サービスについては、市民目線に立ったきめ細やかな行政サービスの提供に努めていきます。

市政懇談会については、開催方法等を連合自治会役員会で

検討して内容の充実を図ります。また、公文書を適正に管理 し、情報公開請求に対する適切な対応を図るとともに、遊休 公共施設等を活用した公文書館の設置を検討します。

- ① 広報活動の充実
- ② 広聴活動の充実
- 3 適切な情報公開と公文書の適正管理

基本施策38 地域コミュニティの活性化

ソフト・ハード両面で地域活動を支援していく施策を検討していきます。

また、コミュニティの必要性・重要性に関する啓発活動や 情報提供を行い、自治会への加入促進と充実に向けた支援を

行っていきます。

- コミュニティ意識の高揚と地域内団体の活動支援
- ② まちづくり活動拠点の整備
- 3 ボランティア活動への支援

基本施策39 広域的行政の推進

広域行政については、共同処理による効率性と専門性の確保がその根本にあり、現在の加入状況、取組状況を検証しながら、対象分野を拡充できるか否か等について検討しながら取り組んでいく必要があります。

瀬戸・高松広域定住自立圏構想については、圏域内におけ

る生活機能の確保等を通した定住の促進といった趣旨を再認識し、市民にとってより効果的な取組となるよう内部での研究を進め、中心市に対して積極的に提案を行っていきます。

- ① 広域的な行政の推進
- ② 定住自立圏の取組の推進



第2次 さぬき市総合計画[概要版]

2015年3月 発行

発行・編集: さぬき市総務部政策課

〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8 TEL:087-894-1112 FAX:087-894-4440

E-mail: seisaku@city.sanuki.lg.jp